

3 第 42 条の 12 の 4 《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【制度の概要】

この制度は、中小企業者等が、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（指定期間）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定経営力向上設備等」という。）の取得等をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定経営力向上設備等の即時償却とその取得価額の7%（中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（農業協同組合等及び中小企業等協同組合等を除く。）以外の法人については、10%）の法人税額の特別控除（調整前法人税額の20%を限度とする。）との選択適用ができるというものである（措法42の12の4①②）。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている（措法68の15の5）。